

第3回岡山県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和7年8月8日（金曜日）午後3時05分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1－4－1
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室CD
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之
西 田 和 弘
長谷川 珠 子 |
| 労働者代表委員 | 小 橋 政 次
高 山 伸 男
西 崎 知 佳 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
西 谷 治 朗 |
| 事務局 労働基準部長 | 政 木 隆 一 |
| 賃 金 室 長 | 黒 田 和 美 |
| 賃 金 指 導 官 | 中 本 弘 一 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |
| 労災補償監察官 | 木 村 弘 之 |

4 議 事

中本指導官 ただ今より、第3回岡山県最低賃金専門部会を開催いたします。
定足数の確認について報告申し上げます。本日は、委員全員がご
出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしており
ますことを報告いたします。

本日御審議いただきます議題について説明申し上げます。

（1）岡山県最低賃金額審議
でございます。

それでは、部会長よろしく願いいたします。

片山部会長 皆様、本日も御苦勞様です。

それでは、第3回岡山県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

議題に入る前に、本日の専門部会は公労使の三者が揃い公開として
います。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、
その部分は委員の皆様の忌憚のないご意見をいただく必要があ
ると思いますので非公開といたします。

本日までの他局の金額改定状況につきまして、情報があれば事務局
より情報提供をお願いします。

黒田室長 それでは、本日までに結審しております他局の状況を説明いた
します。Aランクより順次ご説明いたします。

東京局 1,226 円、プラス 63 円 10 月 3 日発効

神奈川局 1,225 円、プラス 63 円 10 月 4 日発効

千葉局 1,140 円、プラス 64 円 10 月 3 日発効

埼玉局 1,141 円、プラス 63 円 11 月 1 日発効

続いてBランクです。

滋賀局 1,080 円、プラス 63 円 10 月 5 日発効

長野局 1,061 円、プラス 63 円 10 月 3 日発効

新潟局 1,050 円、プラス 65 円 10 月 2 日発効

以上です。

片山部会長 それでは、前回に引き続いて金額審議に入りたいと思います。

まず、前回の労使それぞれの提示額を確認しておきますと、労働
者側が 79 円、使用者側が 44 円となっております。

前回の金額提示を経て、その後の労使のご意見を伺いたいたいと思
いますが、打合せは必要でしょうか。

労働者側委員 お願いします。

片山部会長 何分くらい必要でしょうか。

労働者側委員 15 分くらいお願いします。

片山部会長 使側の委員の皆さんもよろしいでしょうか。

使用者側委員 はい。

片山部会長 それでは、労使打合せをお願いします。打合せ終了後、3 時 25 分再開とします。

ご意見を伺う方法ですが、前回に続き公労、公使の二者協議としてそれぞれからご意見を伺いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長 それでは、二者協議ということで、労側から先にお聞きすることにし、その後使側からお聞きしたいと思いますので、労使それぞれ控室で打合せをお願いします。傍聴人の方も退室をお願いします。

黒田室長 事務局で控室にご案内いたします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

片山部会長 それでは再開します。これより公労使の全体会議を始めます。

先ほど、労使それぞれから金額提示がありました。ここで提示額とその理由について概要をご説明します。

結論ですが、労側からは前回 79 円の提示からマイナス 6 円の 73 円の提示がありました。一方で使側からは前回 44 円の提示からプラス 4 円の 48 円の提示がありました。

まず労側の根拠をご説明します。前回から出ている資料No.9、春季賃上げ妥結状況、岡山県の数値のなかで、使側は岡山県経営者協会の賃上率に注目して主張していましたが、労側としては、率では最低賃金近傍の方々、労側が最も保護したい方々を救うことはできないことから、注目すべきは引上げ額であるとの話がありました。その数字、県内企業の賃上げ金額が 12,184 円であることから、これを年間平均の実労働時間 165 時間で除すと 73 円になります。さらに岡山県最低賃金 982 円と全国の加重平均 1,055 円との差額は 73 円であり、これに追いつくためには 73 円が必要であるということです。このことから労側としてはプラス 73 円を提示するとのことです。

発効日についてもご意見がありまして、資料別紙 1、公益見解の 10 ページに記載があります「地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるといふ地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10 月 1 日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。」を重視し、審議が長引くなどにより遅れることはやむを得ないが、通常通りのスケジュールで発効すべきであり、根拠なく遅れることは労働者側としては容認できないとのご意見でした。

一方で使側からは、結論として 48 円、前回プラス 4 円の提示の根拠として、歩み寄りの姿勢の観点からのものであること。前回は資料 No. 9 の春季賃上げ妥結状況のうち、岡山県経営者協会の賃上げ率 4.48% に注目したが、今回は連合岡山の賃上げ率 4.93%、これを現在の最低賃金に乗じると 48 円になる、これが根拠になるとの話がありました。

また、発効日についてもご意見がありまして、労側は早ければ早いほどいいと言うが、一方で使側の賃上げに対する負担、労力等を考慮すれば、使側とすれば遅ければ遅い方がいい、そうしたバランスを踏まえて今後協議したいというお話でした。

ただいま労使双方からご意見をいただきましたが、まだ労使間のご意見には隔たりがあるように思います。今後の進め方について、いかがいたしましょうか。

使用者側委員 今日はこれ以上議論しても前に行かないと思いますので、日を改めて議論させていただければと思います。

片山部会長 労側委員、いかがですか。

労働者側委員 労側だけで打合せをさせてもらってもよろしいでしょうか。

片山部会長 使側委員、よろしいですか。労側は打ち合わせをしたいということですが。

使用者側委員 いいです。

片山部会長 何分くらい必要でしょうか。

労働者側委員 15 分くらいお願いします。

片山部会長 それでは、16 時 50 分まで打合わせとさせていただきます。労側委員の方は控室で打合わせをお願いします。使側委員の方も一旦控室に移動をお願いします。傍聴席の方も一度退室をお願いします。

(労側委員打合わせ後、労使委員入室)

片山部会長 それではこれより公労使の全体会議を始めます。労側の打合せの状況はいかがでしょうか。

労働者側委員 時間を取っていただきましたが、本日これ以上の金額提示を見出すことはできませんでした。持ち帰らせていただいて検討を深め、次回専門部会で再度審議させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

片山部会長 分かりました。
本日は、これ以上の進展が得られそうにありませんので、これをもちまして金額審議を終わります。
次回、第 4 回専門部会においては、労使双方のより一層の歩み寄りを期待いたします。
事務局から何かございますでしょうか。

黒田室長 事務局からは特にありません。

片山部会長 その他、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

公益委員 岡山県のいろんなデータがあった方が、今後の審議にも役立つと思いますので、中賃に出された消費者物価指数をカテゴリー別にしたデータの岡山県版を出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

黒田室長 はい、確認をして準備させていただきます。

片山部会長 それでは確認の上、次回報告をお願いします。
それでは、本日はこれをもちまして第 3 回岡山県最低賃金専門部会を終わります。
次回は 8 月 19 日火曜日、13 時からピュアリティまきび 2 階白鳥で開催いたします。
本日はお疲れ様でした。